

## ■議案第46号 四万十町立図書館設置条例の一部を改正する条例について

---

### 【要旨】

平成26年8月1日から四万十町立図書館大正分館が開館することに伴い、条例の図書館に大正分館を加えるものです。また、住民の利便性向上のために、日曜日の開館時間を1時間延長し、午後5時までとする改正を併せて行うものです。

### 【改正の内容】

- ・四万十町立図書館の名称及び位置に四万十町立図書館大正分館を加えます。
- ・四万十町立図書館の日曜日の開館時間を「午前9時から午後4時まで」から「午前9時から午後5時まで」に変更します。